

古物商・古物市場主の許可証をお持ちの皆さんへ

古物営業法の一部を改正する法律が平成30年4月25日に公布され、改正規定が二段階に分けて施行されます。

一段階目の施行として、一部が平成30年10月24日から施行されています。

二段階目の全面施行の施行期日は、令和2年4月1日と決まりました。

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の概要

概要

一部施行（一段階目）：平成30年10月24日から施行

全面施行（二段階目）：令和2年4月1日から施行

◆ 許可単位の見直し

二段階目【令和2年4月1日 全面施行】

【見直しの概要】

現行では、営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）が存在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要ですが、改正後は、主たる営業所等を管轄する公安委員会の許可を受ければ、他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることになります。

【施行時期（全面施行日）】 令和2年4月1日から施行

（令和元年11月22日公布の施行期日を定める政令により決定）

◆ 主たる営業所等届出（許可単位の見直しに伴う経過措置）

一段階目【平成30年10月24日一部施行】

既に許可を受けている古物商・古物市場主（以下「古物商等」という。）は、改正法の全面施行（令和2年4月1日）以降も引き続き古物営業を行う場合は、全面施行日の前日（令和2年3月31日）までの間に『主たる営業所等の届出』を行う必要があります。

○ 山梨県内でのみ古物商等の許可を受けている方

主となる営業所等を管轄する警察署へ届け出てください。

○ 現在、複数の公安委員会から許可を受けている方

主となる営業所等を管轄する都道府県の警察署へ届け出てください。

注意

令和2年3月31日までに、主たる営業所等届出書の提出を行わないと、令和2年4月1日以降、許可が失効します。許可が失効した後、古物営業を行うと無許可営業となります。

※「主たる営業所等届出書」は、届出期限を待たずに早期の届出をお願いします。



◆ 営業制限の緩和等

一段階目【平成30年10月24日一部施行】

- 仮設店舗において古物営業を行う場合、営業を行う3日前までに、その場所を管轄する警察署に届出をすれば、仮設店舗においても古物の受け取りができることとなります。
- 古物営業法において用いられてきた「露店」を「仮設店舗」へ改称します。

◆ 簡易取消し制度の新設

一段階目【平成30年10月24日一部施行】

古物商等の所在が不明となったときなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がないときは、聴聞等の手続きをすることなく許可の取消しができるようになります。

◆ 欠格事項の追加

一段階目【平成30年10月24日一部施行】

暴力団員やその関係者、過去5年以内に窃盗罪で罰金刑を受けた者が欠格事由に追加されます。



お問い合わせ先： 営業所を管轄する警察署 又は

山梨県警察本部生活安全企画課（許認可管理室）古物営業担当 ☎ 055-221-0110

山梨県警察本部